役務契約一般条項

平成23年4月1日 一般財団法人 総合科学研究機構

一般財団法人総合科学研究機構(以下「甲」という。)と契約相手方(以下「乙」という。)が契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

(総則)

- 第1条 乙は、契約書又は注文書(以下「契約書」という。)に記載する業務を、 契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、この契約書に付随する仕様 書に従いこれを履行する
- 2. この条項および仕様書に特別の定めがある場合を除き、作業方法等作業を 実施するために必要な一切の手段については、乙が定めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を、第三者に譲渡しも しくは承継させまたは担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面に よる承認を得た場合は、この限りでない。

(機密の保持)

- 第3条 乙は、この契約の履行によって知り得た情報を第三者に漏らしてはな らない。
- 2. 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解約し、かつ、 乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができる。
- 3. 甲は、契約期間終了後であっても乙が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(法令による許認可等)

第4条 乙は、甲が関係法令に基づき、この契約に関して必要な許可、認可等の申請もしくは届出等を行うときは、当該手続に必要な資料を甲に提出等の協力をしなければならない。

(委任または下請負)

第5条 乙は、作業の全部または大部分を、一括して第三者に委任しまたは請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限

りでない。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、この契約に関して特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(機材等の検査)

- 第7条 乙は、仕様書において甲の検査を受けて使用すべきものと指定された 車両、機器、材料等については、甲の検査に合格したものを使用しなければ ならない。
- 2. 前項の検査に直接必要な費用は乙の負担とする。
- 3. 甲は、乙が第1項の規定に違反した場合であって、必要があると認められるときは、乙に対して作業の再履行を要求することができる。

(監督員)

- 第8条 甲は、必要と認めるときは、甲の施設内での作業の実施について監督 員を選任することができる。
- 2. 甲は、監督員を選任したときは、その氏名を乙に通知しなければならない。 監督員を変更したときを同様とする。
- 3. 監督員は、契約の履行についての乙に対する指示及び工程の管理等を行うものとする。

(総括責任者)

- 第9条 乙は、作業の責任者として、必要がある場合は、総括責任者及びその 代理者を定め、書面をもって甲に届け出るものとする。
- 2. 総括責任者又はその代理者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。

(総括責任者等の変更)

第10条 甲又は甲の係員は、乙の総括責任者及び従事者のうち作業の実施又は管理に当たり、不適当と認められるものがある場合は、その理由を明示して乙にその者の交替を要求することができる。

(貸与品および支給品)

- 第11条 甲が乙に貸与するもの(以下「貸与品」という。) および支給するもの(以下「支給品」という。) は、仕様書に定めるところによる。
- 2. 乙は、貸与品および支給品を受領したときは、甲に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。ただし、甲が必要としないときは、この限りでない。

- 3. 乙は、貸与品および支給品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4、乙は、作業の完了または解約等によって不用となった貸与品および支給品 を、すみやかに甲に返納しなければならない。
- 5. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により賃与品または支給品を滅失またはき 損したときは、甲の指定する期日までに代品を納めもしくは原状に復し、ま たはその損害を賠償しなければならない。

(異常時・緊急時の措置)

- 第12条 乙は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急措置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。
- 2. 前項に定める措置を講じた場合は、乙は速やかに報告しなければならない。

(安全の確保)

- 第13条 乙は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。
- 2. 乙は、関係法令および安全に関する甲の諸規則に従うほか、甲が安全確保 のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 作業の実施に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害 を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙の責めに帰しがたい 事由により生じたものについては、この限りでない。

(作業の完了)

- 第15条 乙は、作業が終了したときは、遅滞なく必要な書類を添えて甲に報告しなければならない。
- 2. 甲は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく作業の完了の確認のための検 査を行うものとし、乙はこれに立ち会うものとする。
- 3. 乙又は乙の代理人が、前項の検査に立ち会わないときは、甲は単独で検査 を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てる ことができない。
- 4. 乙は、甲が第2項の検査に必要な資料の提出を求めたときは、すみやかに これを甲に提出しなければならない。
- 5. 乙は、第2項の検査の結果不合格となったときは、甲の指示に従い、乙の 負担において、再度作業を実施しなければならない。
- 6. 第2項の検査に要する費用は甲の負担とし、第3項の立ち会いおよび第4

項の資料の提出に要する費用は、乙の負担とする。

(作業対象物の部分使用)

- 第16条 作業中であっても、甲は、作業対象物の全部又は一部について作業 の完了前に使用し又はこれに対して設備工事等を行うことができる。この場 合、乙はこれに協力するものとする。
- 2. 甲は、前項に場合において、甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を受けたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は、甲乙協議して決定する。

(支払い)

- 第17条 乙は、第15条第2項の検査に合格したときは、書面をもって甲に 請求するものとする。
- 2. 甲は、前項の請求が適正であると認めた場合は、甲の支払定日にその代金を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

- 第18条 乙は、納期までに作業を終了することができないと認めるときは、 遅滞なくその事由および終了予定日を甲に通知し、その指示に従わなければ ならない。
- 2. 乙は、納期を過ぎて作業が終了したときは、遅滞部分につき納期の翌日から作業終了の日までの日数について、1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を甲に文払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により作業終了が遅滞し、甲がこれを認めた場合は、この限りでない。
- 3. 第15条第2項の検査の結果不合格となり、再度実施された作業に係る遅滞日数は、甲が不合格を通知した日から作業の終了の日までとする。

(かし担保)

- 第19条 乙は、第15条第2項に規定する検査合格の日から1年以内に当該作業についてかしが発見されたときは、甲の請求に基づき、乙の負担において、甲と協議した期限までにそのかしの補修その他必要な措置をとらなければならない。
- 2. 乙は、前項のかしによって甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の変更)

- 第20条 甲は、必要があるときは、仕様その他この契約の内容を、乙と協議 のうえ変更することができる。
- 2. 契約期間中、経済事情の変動その他の理由により契約内容が不適当となったと認めたときは、甲乙協議して、契約金額その他この契約の内容を変更することができる。

(作業の中止等)

- 第21条 甲は、必要と認めるときは、業務の一部実施を一時中止させ、また は業務を中止させることができる。
- 2. 甲は、第1項の規定により、業務を一時中止させ、または業務を中止させた場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(解約)

- 第22条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を 解約することができる。
 - (1) 乙が、解約を申し出たとき。
 - (2) 乙が、業務の実施または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの 契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 乙が、制限行為無能力者となったとき、もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。
 - (5) 甲の都合により解約を必要とするとき。
- 2. 乙は、前項第1号から第4号までの一に該当する理由によりこの契約を解 約されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うもの とする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により乙が解約を申し出て甲が これを認めたときは、この限りでない。
- 3. 甲は、第1項第5号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(契約解除に伴う措置)

- 第23条 前2条の規定により契約が解除された場合は、次に定める措置をと らなければならない。
 - (1) 乙は、必要と認めるときは、乙に対し作業の履行部分の全部又は一部を 検査のうえ完了と認めることができる。この場合、甲に引き渡さなければ

ならない目的物の既成部分があるときは、甲に引き渡さなければならない。

- (2) 前号の場合において、甲は、甲の認定する評価額を乙に支払うものとする。
- (3) 第1号による作業完了の確認までの保全に要する費用は、乙の負担とする。
- (4) 甲が完了と認めないものについては、甲が定めた期間内に現状に復さなければならない
- (5) 第10条に定める貸与品又は支給品(第1号の既成部分に使用されているものを除く)があるときは、乙は、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能な場合については、第10条第5項の規定を準用する。
- (6) 乙は、甲から貸与を受けた土地建物等があるときは、甲乙協議して定めた期間内にこれを原状に復して甲に返還しなければならない。

(一般的損害)

第24条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合であって、 他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の 賠償を請求することができる。

(相殺)

第25条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この 契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することが できる。

(協議事項)

第26条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲 乙協議して定めるものとする。